

独立行政法人海技教育機構の見直し

令和7年8月29日

国土交通省

第1 基本的な考え方

四面を海に囲まれた我が国において、海運業・造船業を中心とした海事産業、それを支える船員などの人材が果たす役割は極めて重要である。中でも、安定的かつ安全な海上輸送の確保は、高度な専門技術を有する船員により支えられており、船員の養成は、海洋国家である我が国の国民生活の安定や社会経済の健全な発展に資するものとして極めて重要である。海洋基本法及び交通政策基本法並びに国土交通省の施策目標においても、国が講ずるものとして位置付けられている。

このような中、独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）が、船員となろうとする者及び船員（船員であった者を含む。）に対し、船舶の運航に関する学術及び技能を教授し、並びに航海訓練を行うこと等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図っている。機構は、全国8校の学校と5隻の大型練習船に、船舶運航分野の高い専門性を備えた教員（教官）を配置して、3級海技士及び4級海技士を養成し、海上産業への高い就職実績を上げている。国際条約の改正、技術革新などの社会の変化や、海運業界のニーズを踏まえ、船員政策における諸課題への対応も先導して行ってきた。

一方で、教員（教官）・乗組員の不足、学校施設や練習船の老朽化、運営費交付金の逓減などのリソースの不足や、多科配乗、航海訓練の機会減少などの教育訓練の質の確保が課題となっており、本年4月には、「（独）海技教育機構の中期的なあり方に関する検討会」において、持続可能な船員養成の確保に向け、機構と採用船社の役割分担、学校運営や練習船隊のあり方の見直し、教員（教官）・乗組員の採用要件の見直しや処遇改善を進めるとともに、関係者が協力して機構の財務基盤の安定化を図ることなどの方向性がとりまとめられた。さらに、船員不足の深刻化や、船員養成機関の入学志願者が減少していくなど、法人を取り巻く環境が変化する中、本年6月には、「海技人材の確保のあり方に関する検討会」において、一般大学の卒業者や、陸上からの

転職者に対応した養成ルート強化などの方向性がとりまとめられた。第5期目標期間においては、これらの方向性を踏まえ、機構の養成基盤を強化し、引き続き、我が国の船員養成の中核を担い、質の高い船員を養成し、安定的かつ安全な海上輸送の確保を図る。

その際、機構の業務及び組織については、国の政策を実現するための実施機関として法人の政策実施機能の最大化を図るため、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るとともに、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の見直しを行う。

第2 事務及び事業の見直し

1. 海技教育の実施

(1) 新人船員養成（内航船員養成・外航船員養成）

① 学校運営のあり方

- ・ 新人船員養成において基礎的な教育訓練を強化し、高度な内容を含む訓練やより実務に即した訓練については採用船社において行うこととし、機構と採用船社が適切に役割を分担して、質の高い船員を養成する。
- ・ 海上技術学校等については、海上技術短期大学校等への集約化など、学校運営のあり方を見直す。その際、内航未来創造プランも踏まえ、全体として養成規模は維持する。
- ・ 海上技術短期大学校において、航海・機関の両用教育を行っている4級海技士の養成については、座学まで両用教育を行い、引き続き、航海・機関両方の海技試験の筆記試験を免除できるようにした上で、乗船実習については、学生が航海・機関のいずれかを選択できるよう課程を再編する。
- ・ 海技大学校において、入学時に海運会社に雇用されている者と雇用されていない者の両方を対象とし、一般大学の卒業者に対応する3級海技士の養成数の拡大を目指す。また、陸上の企業・団体からの転職者を主として念頭に置いた新たな5級海技士養成の拡大策について、令和8年度中に実施する方向で検討を進める。

② 練習船隊のあり方

- ・ 機構が乗船実習において行ってきた基礎的な訓練については、実習期間の前半で行い、実習期間の後半においては、採用船社が実践的な訓練を社船で行うことができるよう、乗船実習のカリキュラム等を見直し、両者の強みを活かした、効率的・効果的な訓練を行う。
- ・ 5隻体制の大型練習船については、帆船を含め、1隻程度の大型練習船を減船する。全体としては減船しつつも、養成規模を維持し、3級海技士と4級海技士を養成する練習船を分離して多科配乗の改善などを図るため、練習船の代船建造や、校内練習船の大型化を含め、練習船隊を再編する。
- ・ 減船に伴い、上記の社船実習の拡大、海技大学校の機関訓練センターにおける工作技能訓練の活用を進めるとともに、国際海事機関（IMO）において条約改正に向けた議論が行われているシミュレータ訓練の活用を検討するなど、実習生配乗の合理化を図る。
- ・ 航海訓練については、実海域における操船や常用出力での機関の運転を経験できるよう、当直実習のために必要となる航海規模を適切に確保し、訓練の充実を図る。

（2）実務訓練

海技大学校の実務訓練について、船員政策との整合、国際条約の動向、海運業界のニーズ、講習の受講状況、民間の主体による実施可能性などを検討の上、講習の改廃・新設などの見直しを適時に行う。

【上記措置を講ずる理由】

「第一 基本的な考え方」において述べたとおり、「(独) 海技教育機構の中期的なあり方に関する検討会」及び「海技人材の確保のあり方に関する検討会」の結果を踏まえ、事務及び事業を見直す必要がある。

2. 研究の実施

先見性と機動性をもって、海事分野において直面する政策課題や研究ニーズに対応した受託研究や共同研究を、組織的かつ重点的に行い、研究成果の最大化その他の研究業務の質の向上を図る。

【上記措置を講ずる理由】

第4期目標期間においては、研究活動の活性化や、機構の教育訓練の質の向上に資する研究に取り組み、所期の指標を上回る成果が得られたが、見込み評価において、外部有識者からは、研究は件数だけではなく、その成果が有効に活用されることが必要である等の指摘を受けてきたところ、第5期目標期間においては、研究業務の質の向上を図る必要がある。

3. 成果の普及・活用促進

関係団体の委員会への職員派遣、行政機関からの研修生の受入れ、練習船を活用した海事広報等について、事業規模の見直しを図る。

併せて、国際会議や検討会への職員派遣を通じた社会的なルールメイクへの戦略的な関与、運輸交通関係の学会・講演会における研究成果の積極的な発表のほか、海上技術短期大学校や海技大学校の入学志願者の確保に結び付くよう、学校の募集活動と有機的に連携した海事広報を行うなど、業務の質の向上を図る。

【上記措置を講ずる理由】

第4期目標期間においては、関係団体の委員会への職員派遣、行政機関からの研修生の受入れ、練習船を活用した海事広報、海運業界との意見交換などに取り組み、全体としては、所期の指標を達成した。

第5期目標期間においても、引き続き、海技教育や研究の成果の普及・活用促進に取り組むことが必要であるが、一方で、学校運営や練習船隊のあり方の見直しや、教員（教官）の確保に取り組み、教育訓練の質の向上を図る必要がある。

加えて、見込み評価における外部有機者の指摘や、第53回独立行政法人評価制度委員会（令和7年7月10日）における議論を踏まえ、業務の件数を積み上げることを目標とするのではなく、その活動の成果を追求し、業務の質の向上を図る必要がある。

第3 組織の見直し

（1）組織形態の見直し

- ・ 上記「第一 基本的な考え方」において述べたとおり、機構は、我が国の船員養成機関の中核を担い、質の高い船員を養成し、安定的かつ安全な海上輸送の確保を図る必要があるところ、組織形態はこれを維持する。

(2) 組織体制の整備

- ・ 上記第2の1(1)において述べた、海上技術学校等の集約化や、練習船の減船に合わせて、本部を含め、組織、業務、職員配置のあり方を見直し、質の高い船員養成を行うために必要なリソースを確保する。

(3) 支部事業所等の見直し

- ・ 上記第2の1(1)において述べた、学校運営のあり方を見直す中で、海上技術学校等の集約化を図る。

(4) 人事に関する計画

次に掲げる事項に留意しつつ、人材確保・育成方針を策定し、教員（教官）乗組員等、専門的な人材の確保・育成を戦略的に推進する。

- ・ 商船系大学・高専や、外航・内航の海運事業者との人事交流を拡大すること。
- ・ 採用要件の見直しや処遇改善を行うこと。処遇改善に当たっては、全国異動のあり方や福利厚生も含めて最優先で取り組む必要があること。
- ・ 海上技術短期大学校等の卒業者を中心に、幅広い人材から登用を強化すること。
- ・ リモート授業やオンライン授業の拡大など、ICTの活用を促進すること。
- ・ 仕事と育児・介護の両立支援など、職員のライフステージの変化に合わせたワークライフバランス（仕事と生活の調和）を支援する環境づくりに取り組むこと。

第4 その他（業務全般に関する見直し）

上記第2及び第3に加え、以下の取組を行う。

1. 業務運営体制の整備

(1) 管理運営の効率化

- ・ 上記第3において述べた組織の見直しにより効率的な業務運営体制を確立するほか、「目標設定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について」（令和7年6月26日付 総管第68号）を参照し、機構の事務・事業の実態やこれまでの効率化努力等を踏まえ、業務運営に係る効率化目標を適切に設定する。
- ・ また、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日 デジタル大臣決定）に則り、PMOの下で、基幹情報システム等の適切な整備及び管理を行い、デジタル技術の利活用により、事務の見直しを行う。

(2) 内部統制の向上

- ・ 第3期目標期間に続き、第4期目標期間の見込み評価においても、中期計画における所期の目標を下回り、改善を要する状況（評定C）であったところ、「独立行政法人評価制度の運用に関する基本的考え方」（令和4年4月8日 独立行政法人評価制度委員会決定）及び「独立行政法人の業務管理及び内部管理について」（令和4年4月8日 独立行政法人評価制度委員会決定）、他の独立行政法人の取組事例並びに外部有識者の意見等を参考に、理事長の強いリーダーシップの下、法人全体として、内部統制のあり方を点検し、一層の充実・強化を図る。その際、法人の「ビジョン」を明確化し、職員一人一人へ浸透させるとともに、コンプライアンスを徹底させ、本部、学校、練習船が一体となり、連携の強化、管理上の課題への横断的な取組、情報共有体制の構築など、信頼の回復に取り組む。

(3) 情報セキュリティ対策

- ・ 「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和7年7月1日改定）並びに国家サイバー統括室（National Cybersecurity Office）による助言・情報提供等を踏まえ、情報セキュリティ対策を随時強化する。
- ・ また、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づ

き、適切に対応するとともに、職員への周知を徹底する。

(4) 施設・設備の整備

- ・ 全体として養成規模を維持しつつ、質の高い船員養成を行うため、学校運営や練習船隊のあり方の見直しを踏まえつつ、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定する。

2. 財務内容の改善

(1) 保有資産の見直し

- ・ 学校施設、練習船をはじめ、保有資産の必要性について、不断の見直しを行う。

(2) 自己収入の増大

- ・ 受益者負担として、授業料等を引き上げるとともに、海運事業者等から質の高い教育を維持するための協力金を募るなど、関係者の協力を得て、更なる自己収入の確保に取り組み、財務基盤の安定化を図る。一方で、授業料等を引き上げる場合には、入学志願者の経済状況を踏まえ、支援の拡充と合わせて行う。

(3) 調達の合理化

- ・ 一般競争入札を原則としつつ、公正性・透明性を確保した合理的な調達を実施する。

(4) 給与水準の適正化

- ・ 国家公務員の給与水準も十分考慮しつつ、人件費を適正に管理する。

(5) 中期計画予算の作成

- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)において、政府として官公需における価格転嫁の徹底が求められているところ、上記 1 で述べた業務運営の効率化に配慮しつつ、機構の特性に応じた物価経

済動向を適切に反映した中期計画の予算を作成する。また、総務省行政管理局が活用を推奨している経営努力認定制度を可能な限り利用し、独自財源の確保に努める。

上記のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。